

社会福祉法人 花岡福祉会

幼保連携型認定こども園
光華こども園



重要事項説明書

社会福祉法人花岡福祉会 幼保連携型認定こども園 光華こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するに当たり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 花岡福祉会
所 在 地	鹿屋市花岡町4043番地
電 話 番 号	0994-46-2136
代表者氏名	理事長 藤園 智信

2. 施設の目的・運営方針

就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもへの保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう、豊かな宗教的情操教育の中で心身の調和的発達を図り、幸せな生活のできる礎を築くとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

当園は、教育基本法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法、その他の関係法令を遵守して運営します。

3. 当園の基本理念・保育目標

【基本理念】 親鸞聖人の生き方に学び、生かされているいのちに目覚め、
ともに育ち合う。

【保育目標】 一、手を合わす子ども
一、「ありがとう」「ごめんなさい」の言える子ども
一、お話をよく聞く子ども
一、みんなと仲良くする子ども

4. 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園	
施設の名称	幼保連携型認定こども園 光華こども園	
施設の所在地	鹿屋市花岡町369-1	
連絡先	TEL 0994-46-3764 FAX 0994-46-3796 E-mail koukahoikuen@mild.ocn.ne.jp	
管理者	園長 藤園 智信	
開設年月日	2017（平成29）年 4月1日	
利用定員	1号認定子ども （満3歳以上の小学校就学前の子ども）	15名
	2号認定子ども （満3歳以上で保育の必要な小学校就学前の子ども）	21名
	3号認定子ども【1・2歳児】 （満3歳未満から満1歳以上で保育の必要な子ども）	13名
	3号認定子ども【0歳児】 （満1歳未満で保育の必要な子ども）	6名

5. 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	4459.36㎡
	園庭	2024.77㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根コンクリート屋根
	延べ面積	408.60㎡
	新築年月日	平成8年3月31日

(2) 主な設備 (3) 職員体制

(2019年4月1日現在)

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	もも組
ほふく室	1室	もも組
沐浴室	1室	もも組
調乳室	1室	もも組
保育室	4室	ばら組・ちゅうりっぷ組・ひまわり組・すみれ組
ホール	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
休養室	1室	

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	11	7	4	
保育補助	3	3		
栄養士	2	1	1	
調理員	4		4	
事務員	3	2	1	
運転手	0		0	
嘱託医	2		2	内科医1 歯科医1 薬剤師1

(4) 各クラス別職員配置状況

(令和6年4月1日現在)

クラス	保育教諭数	専任教諭
もも組(0・1歳児)	2	1
ばら組(2歳児)	1	1
ちゅうりっぷ組(3歳児)	1	1
ひまわり組(4歳児)	1	1
すみれ組(5歳児)	1	1

*専任教諭の他、子どもの数や心身の状況に応じて補佐する職員を配置します。

6. 教育・保育等を提供する日及び時間

1号認定	教育標準時間認定	利用日	月曜日～金曜日
		利用時間	午前9時～午後1時(4時間)
		休園日	①土曜、日曜、祝日及び年度末(2日間) ②春季休園 ①夏季休園 ④冬季休園
2号認定 3号認定	保育標準時間認定	利用日	月曜日～土曜日
		利用時間	午前7時～午後6時(11時間)
	保育短時間認定	利用日	月曜日～土曜日
		利用時間	午前8時～午後4時(8時間)
		休園日	①日曜、祝日 ②年未年始(12月29日～1月3日) ③年度末(2日間)

*但し、やむを得ない理由、保育が必要な場合は預かり保育、延長保育を提供します。

預かり保育、延長保育等には別途利用者負担が必要になります。

7. 提供する教育・保育等の内容

- (1) 当園の基本理念、保育目標に基づき、年齢ごとの教育・保育課程を基本に、年間計画、月案、週案、日案、および行事計画書等を作成して、子ども一人ひとりの成長に寄り添った保育に努めます。

(2) 地域の子育て支援拠点として以下に掲げる事業を行います。

1. 子育て支援事業：子育てに関する保護者、地域の方からの相談に応じます。
2. 延長保育事業：やむを得ない理由により利用時間外に教育・保育を必要とする場合は、延長保育を提供します。延長保育料が別途必要になります。
3. 一時預かり事業：幼稚園型（1号認定）の預かり保育と一般型の預かり保育事業
 - ①幼稚園型一時預かり事業・・・1号認定で教育部分をこえた預かり保育です。
 - ②一般型一時預かり事業・・・保護者の疾病等や緊急時、また育児に伴う保護者の精神的、肉体的負担の解消など、一時的に幼児をお預かりする事業です。但し、園の受入態勢や子どもの状況等により受入が困難な場合があります。①及び②については、保育の必要性の認定を受けた方は、預かり保育料の無償化の対象になります。（上限有）
4. 障がい児保育事業：障がいのある幼児の教育・保育についても相談に応じます。

(3) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	離乳食・授乳		個人別の対応
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

*栄養士による当園独自の献立による給食の提供を行います。

8. 利用料金

当園に対し、「居住する市町村」が定めた保育料及び給食費をお支払いいただきます。また保育料については、①3歳から5歳までの子ども（4月1日時点の年齢）②0才から2歳までの子ども（4月1日時点の年齢/住民税非課税世帯）は無償化の対象になります。尚、保育料以外に必要な経費は、別表1～別表5に示すとおりです。

9. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ①利用する乳幼児が小学校に就学したとき。
- ②2号、3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ③保育に係る費用を著しく滞納し、当園の督促等に対して誠意を持って対応しないとき。
- ④その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10. 利用にあたっての留意事項

当園は、市町村より発行された支給認定証の内容を確認したうえで、保護者等に「運営規程」及び「入園のしおり」及び「重要事項説明書」を説明して、その内容について同意を得て、保護者等はこれらに定められた義務を履行する。

11. 嘱託医

【内科医】

医療機関の名称	まつだこどもクリニック
医 院 長 名	松田 幸久
所 在 地	鹿屋市西原2丁目35-3
電 話 番 号	0994-52-0507

【歯科医】

医療機関の名称	安代歯科
医 院 長 名	内倉 賢二
所 在 地	鹿屋市北田町9-1
電 話 番 号	0994-42-2936

【薬剤師】

医療機関の名称	
医 院 長 名	軀川 導康
所 在 地	鹿屋市札元2丁目3674-64
電 話 番 号	0994-41-2047

12. 緊急時の対応

お預かりしているお子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合、特別のお申し出がある方には指定する医療機関に速やかに連絡を行います。並びに保護者の緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

かかりつけの病院、緊急連絡先は別紙（児童票）に記入いただきます。

13. 非常災害時の対策

災害時や緊急時に備え、園児の安全を確保するため、条例の規定に基づいて避難訓練（毎月）及び消火訓練（年2回以上）、また、不審者を想定した訓練を実施します。

防火管理者	藤園 玲子
消防計画届出	平成30年2月22日
防 災 設 備	消火器 自動火災報知器 火災通報装置 その他
避 難 場 所	園庭 駐車場
最終避難場所	浄福寺門徒会館
緊急時の連絡	パピーナメールにより保護者に一斉送信する。

14. 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

15. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	解決責任者	理事長 藤園 智信
	受付担当者	藤園 玲子 垣内 美里子
	ご利用時間	当園開園日、開園時間内
	電話番号	0994-46-3764
	FAX番号	0994-46-3769
第三者委員	後藤 行章	花岡福祉会監事 最正寺住職
		0994-43-2096
第三者委員	天野 摩弥	花岡福祉会監事 西宝寺副住職
		0994-36-2017

16. 賠償責任保険の加入状況

1. 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入
任意加入で保護者の同意書が必要（こども園が加入金負担）
2. 東京海上日動火災保険株式会社（契約者 公益社団法人全国私立保育園連盟）
こども園が加入しお子様の不慮の事故に備えています。

保険の種類	園賠償責任保険 保育者賠償責任特約・初期対応費用特約 (0-157・地震補償付きセット) 園児団体障害保険
保険の内容	施設賠・生産物賠 対人1名1事故10億円/対物1事故1,000万円 初期対応見舞金1名10万円限度(園児死亡1名100万円限度)1 事故1,000万円限度
保険金額	園児数により掛け金は毎年異なる。こども園で負担

17. 個人情報の取り扱い

- ・預かった個人情報は、病気、事故等による緊急の連絡、あるいは台風、地震等による休園のお知らせの際に必要とし、その目的以外には使用しない。
- ・個人情報保護法を遵守し、保有する個人情報の保護と管理に努め、職員は退職後も守秘義務を守る。

18. その他保護者に説明すべき事項（入園のしおりに記載事項 参照）

- ・与薬について
- ・保育の内容
- ・年間行事予定

別表 1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用) 特定利用負担額 年額 10,000 円

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額 (内訳)
体操服 (上下)	入所時に 1 歳児から購入	体操服 3,410 円
乳児用食事エプロン	入所時に 0・1 歳児購入	エプロン代 562 円
クラス帽子	入所時に 0 歳児から購入	クラス帽子 1040 円
施設遊具維持費	施設及び遊具維持管理費	年額 500 円
絵本代 (各クラス)	絵本の読み聞かせで購入	460 円× 12=5520 5,520 円
教材費	はさみ・くれよん・粘土・アルバム代・連絡帳等の購入	諸教材費年額 2,000 円
		合 計 13,032 円

(金額の記載について)

物価の変動等により具体的な金額は、額が変動する場合があります。

別表 2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
①教育標準時間認定を受けた 1号認定子ども		①月額4,500円(おやつ代含む)
②保育時間認定を受けた 2号認定子ども	食事の提供に要する費用を徴収 (副食費)	②月額4,500円(おやつ代含む)
③途中入退園の1号認定及び2号認定子ども及び長期欠席(連続して10日以上)の1号・2号認定子ども		③180円×在籍日数
行事費 (親子遠足等)	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
卒園記念写真	卒園記念写真代	500円
飛行船観劇代(年長組) こども劇場 制服代	飛行船観劇(すみれ組) こども園で人形劇を見る 入所時に2歳児から購入	観劇代 半額実費 チケット代・夕食代 実費 制服代 実費(4,235円)

(金額の記載について)

※ 給食費については、国、行政等の減免措置等が施行された際にはその内容に準じます。

※物価の変動等により額が変動する性質のものである場合は、具体的な金額ではなく「実費」と記載しています。

別表3 保育認定子どもを対象とした延長保育に係る利用者負担

項 目	金 額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担（2号・3号認定）	
①保育標準時間認定 11時間（7時～18時） 夕 18時～18時30分	① 1回 100円
②保育短時間認定 8時間（8時～16時） 朝 7時から8時 夕 16時から18時	② 1時間 100円
③ 18時30分以降は閉園です。	

別表4 教育標準時間認定子どもを対象とした預かり保育に係る利用者負担

項 目	金 額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	※ 保育の必要性の認定を受けていない子どもは、預かり保育の無償化の対象外
1. 教育・保育給付認定 1号認定 ・利用日・利用時間 月曜～金曜日 9時～13時	
①預かり保育 7時～9時 13時～18時	① 日額 450円
②預かり保育 18時～18時30分	② 1時間 100円
・土曜日・長期休みの利用時間 7時～18時	③ 日額 450円
③預かり保育 7時～18時	④ 1時間 100円
④預かり保育 18時～18時30分	
2. 施設等利用給付認定 新2号 満3歳児以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども	2. 新2号 日額 450円 18時～18時30分 100円
3. 施設等利用給付認定 新3号 満3歳児（2以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども	1. 新3号 日額 450円 18時～18時30分 100円

別表5 一時預かり事業（一般型一時預かり事業）に係る利用者負担

項 目	金 額
一時預かり事業 利用時間 8 ; 0 0 ~ 1 8 ; 0 0	
1. 保育の必要性の認定を受けた子ども（利用料の無償化の対象者になる子ども）	①
① 3歳から小学校入学前までの子ども	1日（8時間） 1,480円
月額 給付額 37,000円 まで無償	1時間 185円
② 0歳から2歳までの市民税非課税の子ども	②
月額 給付額 42,000円 まで無償	1日（8時間） 1,680円
	1時間 210円
2. 無償化の対象者にならない子ども	
① 3歳から小学校入学前までの子ども	①
	1日（8時間） 1,480円
	1時間 185円
② 0歳から2歳までの子ども	②
	1日（8時間） 1,680円
	1時間 210円